

平成 27 年度 温室効果ガス排出量算定方法検討会の開催について

1 . 背景・目的

気候変動枠組条約第 4 条・第 12 条及び関連する締約国会議決議により、附属書 I 国（いわゆる先進国）は、自国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、毎年 4 月 15 日までに条約事務局に提出することとされている。2015 年 4 月に提出した最新の 2015 年提出インベントリ（1990～2013 年度の温室効果ガス排出・吸収量）では、平成 26 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会での検討結果を踏まえ、COP19 で採択された改訂 UNFCCC インベントリ報告ガイドライン¹、及び IPCC が 2006 年に作成した排出・吸収量算定ガイドライン（2006 年 IPCC ガイドライン²）を適用し、排出量の算定カテゴリーや算定方法等の全面的な更新が実施されたところである。

附属書 I 国が提出したインベントリは、条約事務局が編成する専門家審査チーム（Expert Review Team: ERT）により、温室効果ガス排出・吸収量が IPCC ガイドラインに基づいて適切に算定されているか等について審査を受けることとなる。また、カンクン合意に基づく 2020 年排出削減目標の達成に向けては、強化された MRV 制度（Measurement, Reporting, Verification）の下、2 年に一度提出する隔年報告書（Biennial Report: BR）に対する審査プロセスにおいて、目標達成に向けた排出・吸収量のトレンド及び各対策・施策の進捗状況等の評価が実施されている。加えて、現在検討されている 2030 年の排出削減目標の達成に向けた計画の策定及び対策・施策の実施にあたり、我が国の実態を可能な限り正確に反映したインベントリが必要とされている。

そこで、2016 年提出インベントリ（1990～2014 年度の温室効果ガス排出・吸収量）の作成に向け、改訂 UNFCCC インベントリ報告ガイドライン及び 2006 年 IPCC ガイドラインに基づく算定方法の改善・精緻化、審査において指摘を受けた課題への対応、対策・施策による削減効果や進捗状況を反映した算定方法の設定等を検討するため、温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催する。

2 . 検討事項

- ・ 2016 年提出インベントリ（1990～2014 年度の温室効果ガス排出・吸収量）における算定方法、活動量及び排出係数等の新規設定及び従来からの改善
- ・ その他

¹ Decision 19/CP.24, Annex I “Guidelines for the preparation of national communications by Parties included in Annex I to the Convention, Part I: UNFCCC reporting guidelines on annual greenhouse gas inventories”
<<http://unfccc.int/resource/docs/2013/cop19/eng/10a03.pdf#page=2>>

² 2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories

3. 検討体制

温室効果ガス排出量算定方法検討会の下に設置した分野横断的な課題を検討するインベントリ WG 及び分野別の課題を検討する7つの分科会・タスクフォース(エネルギー・工業プロセス分科会、運輸分科会、HFC等4ガス分科会、農業分科会、廃棄物分科会、森林等の吸収源分科会、NMVOC タスクフォース)において検討を行う。

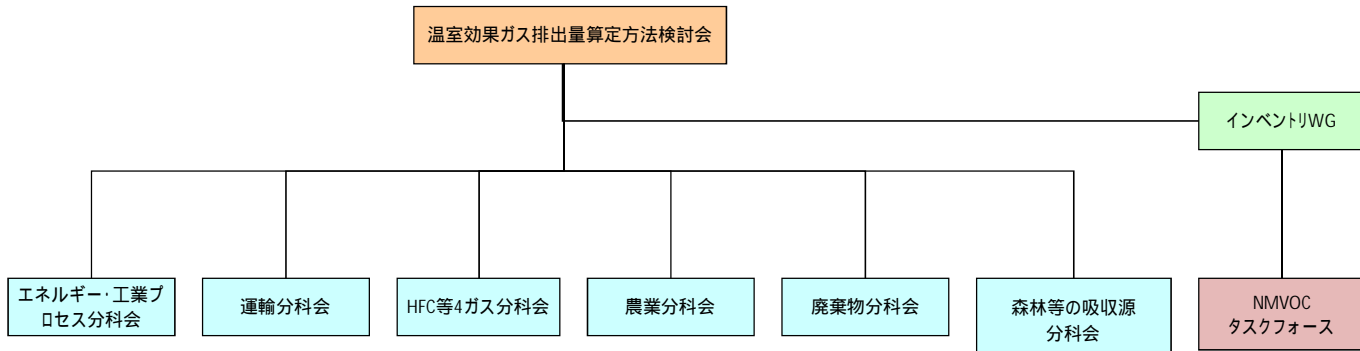


図 1 温室効果ガス排出量算定方法検討会の体制

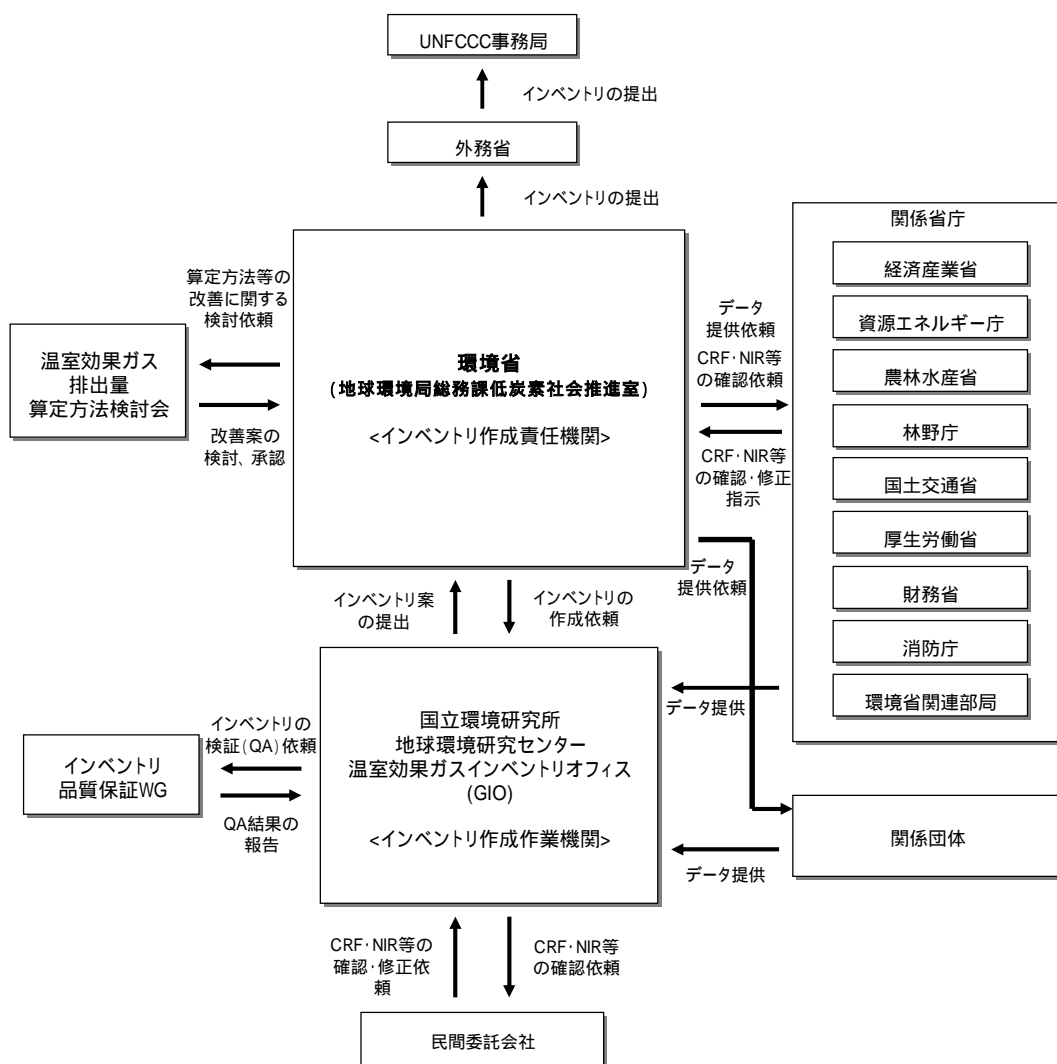


図 2 我が国のインベントリ作成体制

4 . (参考) 2020 年排出削減目標と進捗評価の仕組み

4.1 気候変動枠組条約における 2020 年排出削減目標

COP16 で採択されたカンクン合意に基づき、先進国は 2020 年の排出削減目標（自主的に設定）を条約事務局に提出・登録し、削減努力を行うこととなった。この目標達成に向けた進捗状況等について、2 年に一度の隔年報告書（Biennial Report : BR）により報告し、国際的評価・審査（International Assessment and Review : IAR）を受けることとなる。

< 我が国の 2020 年排出削減目標 >

➤ 2020 年度に 2005 年度総排出量比で 3.8%減

この目標は、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後のエネルギー政策等の状況を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとする。

4.2 2020 年排出削減目標に向けた進捗評価の仕組み

IAR は、専門家審査チーム（ERT）による技術的審査（Technical Review）と、実施に関する補助機関会合（SBI）の下で実施される多国間評価（Multilateral Assessment）の 2 つのプロセスで構成される。

我が国が 2013 年 12 月に提出した第 1 回隔年報告書については、2014 年 10 月に ERT が我が国を訪問し、技術的審査が実施され、審査結果が技術的審査報告書として取りまとめられた。その後、2015 年 6 月の第 42 回補助機関会合（SBI42）において、多国間評価を受けた。

第 2 回隔年報告書については、2015 年 12 月に提出したところであり、今後は 2016 年 6 月に技術的審査を受ける予定である。

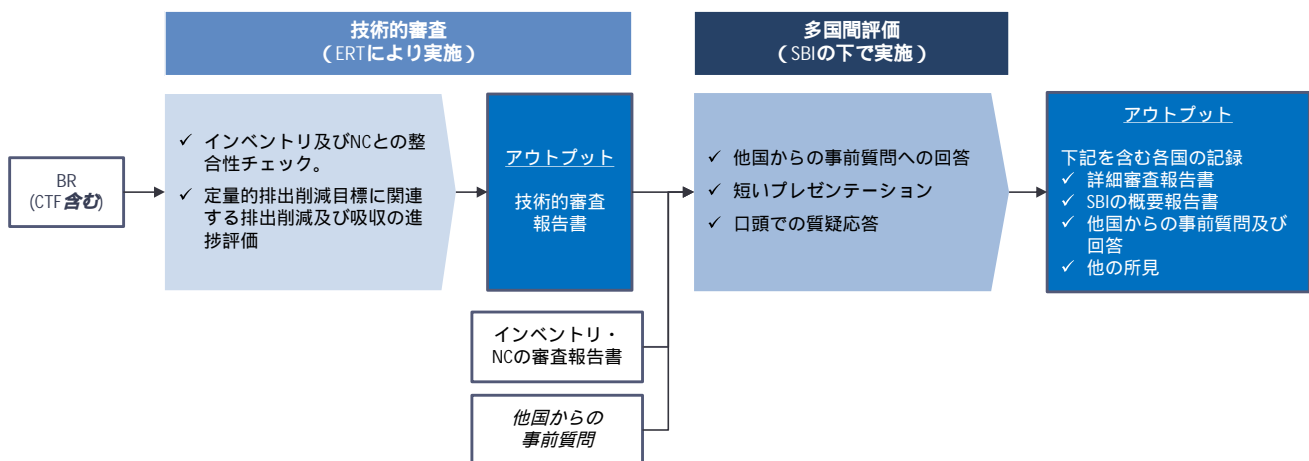


図 3 先進国の BR に対する国際的評価・審査(IAR)プロセスの概要